日本の豚肉生産の制度分析

鈴 木 久 美 · 佐 藤 綾 野

要旨

本論文の目的は、豚飼養農家や豚肉供給の現状および問題点を説明することである。 日本の豚飼養農家は集約が進んでいるが、生産費用の問題は残っている。豚肉輸入量は 日本の豚肉供給量の50%程度であり、差額関税制度とセーフガードで豚飼養農家保護の 対策を取っている。しかし、制度設計上の問題点により、差額関税制度は消費者・生産 者の双方の利益を害している可能性がある。豚肉生産は、政策面では課題が多いが、今 後、EPAやTPPなどの進展に伴って変化に対応するための対策が必要となろう。

1. はじめに

2018年9月に日本国内で26年ぶりに岐阜県で発生した豚コレラは、2019年9月現在、感染地域を拡大し、豚肉の供給不安が起こる可能性がある。一般に国内供給量に不安があるのであれば、輸入に頼ることが考えられるが、日本の豚肉輸入は自由化されているとは言え、さまざまな制度により簡単に輸入量を増やせない状態にある。また豚肉の輸入については、2010年代に入りEUとの経済連携協定(EPA, Economic Partnership Agreement)や環太平洋パートナーシップ協定(TPP, Trans-Pacific Partnership Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)で自由化が行われたが、豚肉に関してはほぼ現状維持となっている。豚肉の安定供給のためには制度を調べ、その問題点を明らかにし、対策する必要がある。

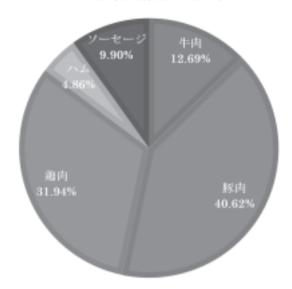
本稿では、豚飼養農家や豚肉供給の現状および供給の問題点を説明することを目的としている。

本稿の構成は以下の通りである。 2 節で豚飼養農家および豚肉供給の現状を確認し、 3 節で豚肉供給の問題点について説明をする。最後に 4 節でまとめる。

2. 現状

総務省統計局の家計調査による日本での食肉消費量の内訳は、図表1に示すとおりである。図表1からわかる通り、豚肉の消費量が全体の約4割を占めており、肉類の中で一番多く消費されている。そのため、政府は豚肉の供給安定のため差額関税制度や基準

価格の制定などの政策を採っている¹。



図表 1 2018年の肉類家計消費量の内訳(全国一人当たり)

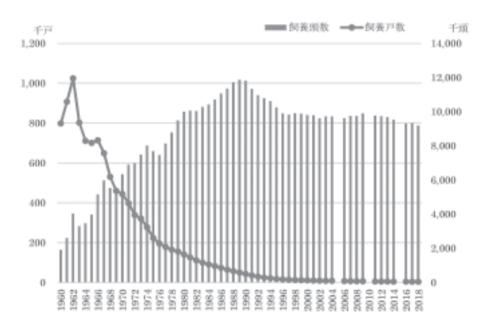
データ出所:総務省統計局『家計調査』http://www.stat.go.jp/data/kakei/

一方、豚肉の生産者である日本の豚飼養農家は、図表 2 にある通り、1960年から1962年にかけて増加し、1966年にもわずかに上昇したものの、その後はほぼ一貫して減少している。1962年に102万5,000戸あった豚飼養農家は、2018年には4,470戸と大きく減少した。2018年の豚飼養農家の数は1962年のわずか0.44%である。日本経済が成長するに伴い、1969年には50万戸を、1984年に10万戸を、2003年に1万戸を割り、2018年には4,470戸まで減少している。特に1962年から1980年にかけての減少割合が大きかった。しかし、全農家の飼養頭数は1962年に403万3,000頭であったが、2018年に918万9,000頭と約2.29倍に増加している。飼養頭数は年によって変動があるが、1989年に1,186万6,000頭の最大飼養頭数に達した後、2018年まで多少の増減をしながら緩やかな減少傾向がみられる。

1戸当たりの豚飼養頭数は図表3にある通り年々増加している。統計の始まった1960年には1戸当たり9.2頭であったものが、1983年に100頭を、2003年1000頭を、2017年2000頭を超え、2018年には2055.7頭と年々その規模を大きくしていることがうかがえる。

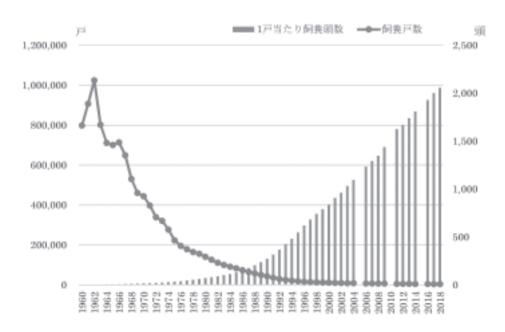
¹ 差額関税制度や基準価格に関しては、3節を参照のこと。

図表 2 豚飼養戸数と飼養頭数



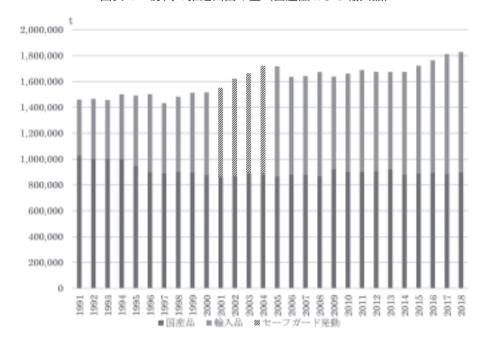
データ出所:農林水産省『畜産統計調査』http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/

図表3 豚飼養戸数と1戸当たり飼養頭数



データ出所:農林水産省『畜産統計調査』http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/

日本の一戸当たりの豚飼養頭数は年々増加しているものの、日本国内の豚肉総供給は日本国内の生産だけでなく、海外からの輸入にも依存している。独立行政法人農畜産振興機構による豚肉の供給量(推定値)と国産品および輸入品の供給量(推定値)を示したのが図表4である。豚肉の供給量は1991年に145万8,939トンであったものが、増減を繰り返しながら、2018年には182万7,446トンに達している。全体としては緩やかな増加傾向にあると言えよう。日本で出回っている豚肉のうち国産品の量は多少の増減はあるものの大きく変化しておらず、豚肉需要の増大分は輸入品によって賄われていることがわかる。そのため、1991年には全豚肉供給量のうち国産品の割合が70%あったものが徐々に減少し、2000年以降は約50%の水準を維持している²。



図表4 豚肉の推定出回り量(国産品および輸入品)

データ出所:独立行政法人農畜産振興機構http://www.alic.go.jp/livestock/index.html (注)図のセーフガード発動とは、セーフガードが発動された年の豚肉の輸入品の推定出回り量である。

日本の豚肉輸入は1971年にGATT交渉の結果、それまでの輸入割当制度が廃止され、自由化がある程度進んでいる 3 。日本の国別輸入量を示したのが図表5である。2018年の輸入の上位5か国は、アメリカ、カナダ、スペイン、デンマーク、メキシコである。内訳では、アメリカが28.32%で最も多く、次いでカナダ23.94%、スペイン12.08%、デンマーク11.62%、メキシコ9.65%である。

² 日本国産豚は、生産者である豚飼養農家から生体流通、屠畜解体、卸売、小売を経て消費者に届いている。全農の『農産物の流通の現状』によると国内生産のうち、生体出荷でのシェアは農協が23.4%、商系が76.6%である。豚肉には佐藤(2013)で指摘されている指定生乳生産者団体制度に該当する制度は見受けられない。

³ このとき、差額関税制度も導入されている。差額関税制度については 3 節参照のこと。

千トン ■アメリカ ■カナダ ■メキシコ ■チリ ■デンマーク ■スペイン ■その核 1.000 セーフガード発動 900 800 700 600 500 70 64 63 400 300 200100 o 1999 Mile. , ²884, ²865, ²888, ²851, ²865, ²885, ²815, ²817, ²817, ²817, ²817, ²817, ²815, ²817, ²815, ²817, ²815, ²8

図表 5 豚肉の輸入国別輸入量

データ出所:農林水産省『農林水産物輸出入統計』 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/index.html

日本は輸入に比較して規模は非常に小さいが輸出も行っている。輸出先は香港やシンガポールなどアジア諸国である。農林水産省の『農林水産物輸出入統計』によると輸入金額が4兆8,679億5百万円であるのに対し、輸出金額は6億6,616万円と輸入金額の0.14%に過ぎない⁴。

3. 問題点

日本の農業政策の問題点はさまざまあるが、八田・高田 (2010) は、効率化の失敗や政府の失敗があるとしている⁵。効率化の失敗として農業の集約が図られていないこと、政策の失敗として人為的価格維持 (関税制度) を挙げている。以下では、豚肉生産におけるこれらの失敗について説明する。

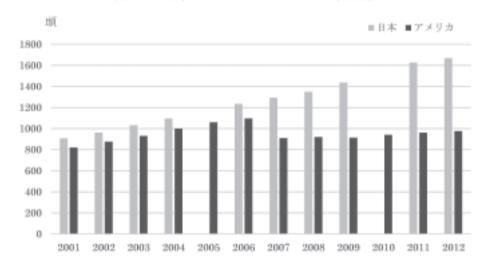
3.1 効率化の失敗-集約化と生産費用-

八田・高田(2010)は、農業は規模の経済が働く分野であるにもかかわらず、中小規模の農家が多く、規模の経済が働いていないと指摘をしている。

⁴ 石塚 (2014) は農業法人における豚肉輸出の現状を調査し、問題点を挙げている一方で、アジアで日本のブランド豚肉が認識され、差別化戦略が浸透し始めたことを指摘している。

⁵ 石田(2011)は農業の多面的機能をほとんど考慮していない点などで重要な問題を欠落させているためこれらの指摘が農業には適さないとしている。

豚飼養農家 1 戸当たりの飼養頭数を日本の輸入第一位のアメリカと比較したものが図表 6 である6。 データの都合上、比較は2001年から2012年になるが、データのある年すべてで日本の 1 戸当たり飼養頭数がアメリカの飼養頭数を上回っている。日本では図表 3 にある通り、2013年以降も 1 戸当たり飼養頭数が増加し、2018年に2055.7頭となっている。一方、アメリカの 1 戸当たり飼養頭数は2006年まで増加しているがその後はほぼ同水準である。内田(2017)も将来試算では畜産業は組織経営体主体が $5 \sim 7$ 割を占めており、今後も組織経営体主体となると指摘していることからも、豚肉生産に関しては集約が進んでいないとは言い切れないであろう。



図表6 日本とアメリカの1戸当たり飼養頭数

データ出所:

日本・農林水産省『畜産統計調査』http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/アメリカ・独立行政法人農畜産振興機構http://www.alic.go.jp/livestock/index.html

日本の豚肉生産に関して問題となるのは、生産費用であろう。図表7は、日本と輸入 量第一位のアメリカ、第四位のデンマーク⁷の3か国の生産費用のうち多くを占める労 働費および飼料費の比較である。日本のデータは生体1kgあたりであり、アメリカお よびデンマークは屠畜済み1kgあたりであるので、単純な比較は難しいが、日本の費 用が明らかにアメリカやデンマークに比べて高くなっていることがわかる。

^{6 2017}年において、世界でもっとも豚肉生産量の多い国は、中国の54,518千トン、第2がアメリカで11,611千トンである (Global Note https://www.globalnote.jp/post-15237.htmlを参照)。

⁷ 一瀬(2014)は、高い労働費が今後問題となる可能性を指摘している。

図表7 2017年の生産費用(一部)の比較(1kgあたり)

	日本	アメリカ	デンマーク
労働費	37.36円	8.43円	16.86円
飼料費	179.92円	80.09円	96.95円

データ出所:

日本・農林水産省『畜産統計調査』

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/

- アメリカ、デンマーク・Agriculture and Horticulture Development Board(AHDB) https://pork.ahdb.org.uk/media/274535/2016-pig-cost-of-production-in-selected-countries.pdf
- (注) デンマークとアメリカのデータは屠畜済み1kgあたり、日本は生体1kgあたり
- (注) 比較のため円換算をしている。1ポンド=140.51円、2017年平均為替レート

豚肉生産費用が他国に比べて高い理由の一つが飼料代⁸であるため、農林水産省は国産飼料増産事業を行っている。2014年度の計画では2020年度に32%まで増加させることを目標としているが、農林水産省生産局飼料課による2017年の概算では純国産飼料自給率は26%である。また、「畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする(畜産経営の安定に関する法律(制定:昭和36年法律第183号、改正:平成28年法律第108号)」ため、直接的な生産者保護として、生産者補給交付金の交付、すなわち、肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)を導入している⁹。しかしながら、2013年以降は標準販売価格が標準生産費用を超えているため補填はされていない。

3.2 政府の失敗-差額関税制度-

日本の豚肉供給の問題として指摘されることが多いのはその関税制度である。豚肉は1971年にそれまでの輸入数量制限が撤廃され、豚肉の輸入自由化が開始された。その対策として差額関税が導入され、1994年に締結されたウルグアイ・ラウンド後も差額関税制度が維持されてきた。農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課の『豚肉の差額関税制度について(平成17年7月)』によると「①豚肉価格はピッグサイクル¹⁰により年間を通じて価格変動が激しいこと、②国産と輸入との品質格差が少ない一方で、海外との生産コ

⁸ 農畜産業振興機構(https://www.alic.go.jp/koho/mng01_000139.html)によると、日本では、肥育豚に与えられる飼料の9割以上は配合飼料であり、その原料の大部分となるトウモロコシをアメリカなど海外からの輸入に依存している。そのため日本の豚肉生産コストは、物流コストや為替相場の影響を受けやすく、他国と比べて高くなる傾向があるとされる。また稲熊(2009)あるいは佐藤(2009)によると、2007年あたりからバイオエタノール用の需要が増加したため、輸入トウモロコシ等の飼料原料の急激な価格上昇が原因であるとしている。さらに、稲熊(2009)では価格高騰の影響排除のため生産者支援が不十分であることを指摘し、生産者支援の在り方を抜本的に整理検討するべきであるとしている。

⁹ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付する.

¹⁰ ピッグサイクルは1年内の変動(短期)と数年単位の変動(長期)の2種類がある。短期の変動は、豚は夏場と冬場で受胎率に差があることから発生するとされている。長期の変動は、市場価格が上昇すると豚の飼養頭数が増加し、市場価格が下落すると飼養頭数が減少することにより発生するとされている。万(2010)によると長期のピッグサイクルは62か月であり、それまでの循環周期3~4年から長期化していると指摘している。

スト差が大きいこと等の特性があるため、輸入数量制限が撤廃されると安価な豚肉が大量輸入され、国内生産に悪影響を及ぼし、ひいては国内の生産基盤が縮小し、消費者への安定供給に支障を来たすことが懸念される」ため、差額関税制度が設けられたとしている¹¹。

畜産物の価格安定に関する法律(制定:昭和36年法律第183号、改正:平成28年法律第108号)は、畜産物の価格安定を図り、生産者および消費者の双方の利益の保護を目的としており、第3条で安定上位価格と安定基準価格を決定するとしている。図表8は安定上位価格と安定基準価格である。すなわち、農林水産省によると「食肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の受給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させる12ことにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資することを目的としている」のである。

年度	安定上位価格	安定基準価格
2010	545	400
2011	545	400
2012	545	400
2013	550	405
2014	570	425
2015	590	440
2016	600	445
2017	595	440
2018	595	440

図表 8 豚肉の安定上位価格と安定基準価格(円/kg)

この安定上位価格と安定基準価格は、農林水産省生産局の『平成30年度指定食肉(豚肉)安定価格算定説明資料』によると以下の式で求められる。

$$P = \{ (P_0 \times I) \times m + k \} \times (1 \pm v)$$

この式のP (円/kg) が求める安定上位価格または安定基準価格である。 P_0 は基準期間 (5年間)の肉豚農家販売価格(生体 1 kg当たり)であり、これを説明変数とし、同期間の指定食肉(豚肉)の枝肉卸売価格(枝肉 1 kg当たり)を被説明変数として回帰し、上式の枝肉換算係数 (m) と定数 (k) を求めている。また、I は基準期間に対する価格算定年度の肉豚の生産費の変化率である。v は安定価格の幅(変動係数)であり、安定

⁽注)農林水産省各年度畜産物価格等をもとに筆者作成

¹¹ 農林水産省は、差額関税制度は豚肉の輸入価格が安い時は課税して生産者を保護し、輸入価格が高い時は低めの税率で消費者の利益を図るために存在しているとしている。

¹² 安定基準価格を下回ると指定豚肉の買い入れが行われ、上位価格を上回ると売却されたり、輸入関税の減免が行われたりする。

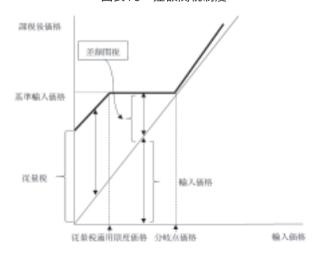
基準価格の場合は 0 である¹³。

豚肉が輸入される際の基準輸入価格は上記の安定上位価格と安定基準価格をもとに決定されている。関税暫定措置法(制定:昭和35年法律第36号、改正:平成31年法律第11号)で定められている基準輸入価格と従量税、従価税率は図表9にある通りである。またこの関係を表わしたものが図表10である。

	基準輸入価格		従量税		沙無铅壶
年度	枝肉ベース (円/kg)	部分肉ベース (円/kg)	枝肉ベース (円/kg)	部分肉ベース (円/kg)	(%)
1995	460.01	626.67	414.33	552.83	4.9
1996	450.02	600.03	403.67	538.67	4.8
1997	440.06	586.76	393	524.50	4.7
1998	429.71	572.95	382.33	510.23	4.6
1999	419.79	559.73	371.67	496.17	4.4
2000 ~現在	409.90	546.53	361	482	4.3

図表 9 豚肉の基準輸入価格および従価税率

⁽注)関税暫定措置法別表より筆者作成



図表10 差額関税制度

(注)関税暫定措置法より筆者作成

^{13 2017 (}平成30) 年の試算では、mが1.475, kが2.10, Iが0.985, vが0.15とされている。従って、算定式は $P=\{(P_0 \times 0.985)\times 1.475+2.10\}\times (1\pm0.15)$ となる。基準期間の肉豚農家販売価格(356円)を代入して求めると安定基準価格は441.42円/kg、安定上位価格は597.22円/kgとなる。この試算結果から、440円/kgが基準安定価格、595円/kgが基準上位価格として採用されている。

差額関税制度では、3種類の課税方法で構成されている。まず、従量税限度価格以下の場合は、輸入価格(通関価格)に従量税を加えたものを課税後価格する。次に従量税限度価格を超えて分岐点価格以下の場合、基準輸入価格を課税後価格とする。このときの輸入価格と基準輸入価格の差が差額関税である。最後に分岐点価格を超える場合は、従価税が適用され、輸入価格に従価税を加えたものを課税後価格とする。以上の説明をまとめたものが図表11である。

	税	課税後価格
従量税限度価格以下	従量税	輸入価格+従量税
従量税限度価格を超え、分岐点価格以下	差額関税	基準輸入価格
分岐点価格を超える	従価税	輸入価格+従価税

図表11 課税後価格

差額関税制度では、基準輸入価格÷ (1+従価税率)となる輸入価格のとき最小の税額となる。例えば、部分肉ベースで輸入する場合、基準輸入価格が546.53円/kgであるため、輸入価格が524円/kgであると課税額は約22.5円/kgとなる。豚肉の価格はその部位によって異なるが、輸入時に安い部位と高い部位を組み合わせること(コンビネーション輸入)で輸入価格を調整すれば、安い部分と高い部分を別々に輸入した場合よりも税額を小さくすることができる。財務省『貿易統計』によると従価税率が4.3%となった2000年から2017年の部分肉の平均税込輸入価格は552.02円/kgであることから、平均輸入価格は529.26円/kg、平均税額は22.76円/kgと最小課税対象額及び税額に近い数字であることがわかる。

コンビネーション輸入が行われ税額が低く抑えられることで、消費者が安く豚肉を購入できるのであれば、コンビネーション輸入に問題はない。しかし、コンビネーション輸入はさまざまな部位を組み合わせて輸入するため、必要部位以外も輸入しなくてはならないという欠点がある。また、セーフガードのため、必要な部位が必要なだけ輸入できるとは限らない。必要な部位を必要量だけ輸入できなければ、その部位の国内価格は上昇する。逆に必要な部位を必要量輸入できたとしてもコンビネーション輸入で必要以上に輸入したその他の部位は供給過剰となり、国内価格の下落する。すなわち、差額関税は必ずしも消費者が安く豚肉を購入するために役立っているとは言えない。志賀(2011)によると輸出価格を下げても基準輸入価格以下であれば、税額が増加するだけのため、輸入業者の価格交渉努力が消費者に反映さず、日本への輸出価格を下げる必要はない外国の輸出業者の利益にしかならないとしている。さらに髙橋(2007)によると

⁽注) 関税暫定措置法より筆者作成

日本では低価格の加工品用豚肉が不足しているため、低価格部位の輸入が増えることで 高価格部位の価格が下落してしまい生産者にとっても不利益である、すなわち価格関税 制度によって生産者保護がなされていないと指摘している。

近年、EUとの経済連携協定(EPA、Economic Partnership Agreement)や環太平洋地区の国々との環太平洋パートナーシップ協定(TPP、Trans-Pacific Partnership Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)など、自由貿易協定が締結した。農林水産物もその対象とされ、EPAやTPPでは豚肉は10年にわたる関税削減期間や輸入急増によるセーフガードが確保されている¹⁴。したがって、EPAやTPPが発効されても、しばらくは現在の差額関税制度の問題が残るのである。

4. おわりに

日本の豚飼養農家の数は年々減少しているが、日本の1戸当たり飼養頭数は増加しており、今後もその傾向が続くと考えられる。日本の農業問題の1つとして挙げられる集約化に関しては、豚飼養に関しては、集約が進んでいないという指摘は妥当ではない。しかし、生産費用の問題は残る。農林水産省の行う国産飼料増産事業は、現時点において大きな成果は上がっていない。また、農林水産省は飼料の国産化率増加政策や補助金政策(豚マルキン)で対応しているが、国際競争力をつける方策を取っていないのは今後の課題であろう。

豚肉輸入量は日本の豚肉供給量の50%程度であるが、差額関税制度とセーフガードで豚飼養農家保護の対策を取っている。しかし、差額関税制度は需給が正しく把握されている場合は消費者・生産者を保護する制度であるが、需給の正確な把握がなされないと消費者・生産者の双方の利益を害する可能性がある。EPAやTPPなど外国との自由貿易協定の締結が進んでいる中においても、これらの制度は10年間維持されため、歪みの是正の機会が繰り延べられてしまった。

豚肉生産は、政策面では課題が多いが、今後、EPAやTPPなどの進展に伴って変化に対応するための対策が必要となろう。

謝辞

本稿の作成に当たって、匿名の査読者からも本稿を修正する段階で有益なコメントを 頂いた。ここに深く感謝の意を表したい。なお残る誤りは全て筆者に帰する。

(すずき くみ・山形県立米沢女子短期大学教授 / さとう あやの・高崎経済大学経済学部教授)

¹⁴ EUとのEPAで輸出に関してはEUの関税の即時撤廃が決定されている。

参考文献

石田信隆(2011)「TPPと農産物貿易政策」『農林金融』 9月号、550-560頁

石塚哉史(2014)「農業法人における豚肉輸出の現状と課題に関する一考察 - 伊豆沼農産の事例を中心に - 」 『農林業問題研究』第193号、542-547頁

一瀬裕一郎(2014)「デンマークの農業と農産物貿易」『農林金融』7月号、446-458頁

稲熊利和 (2009)「畜産・酪農危機をめぐる課題〜飼料価格の高騰と政策支援の在り方〜」『立法と調査』 No.288、92-101頁

内田多喜生(2017)「品目別にみた農業生産構造の変化と農協の営農支援体制について」『農林金融』9月号、 512-524頁

佐藤綾野(2013)「日本の酪農制度とその問題点」『高崎経済大学論集』第55巻第4号、51-66頁 佐藤節郎(2009)「我が国における飼料生産の現状と将来展望」『植物防疫』第63巻第9号、537-541頁 志賀櫻(2011)『国際条約違反・違憲 豚肉の差額関税制度を断罪する-農林水産省の欺瞞-』 ぱる出版 全国農業協同組合連合会(2013)『日本の食料を考える2013 - 第5回農産物の流通の現状-』 https://www.zennoh.or.ip/iapan food/05.html・2019年10月17日

農林中金総合研究所 (2018)「日EU・EPAの合意内容と日本農業への影響」総研レポート29基礎研No.5 https://www.nochuri.co.jp/・2019年9月15日

髙橋寛監修(2007)『豚肉が消える』ビジネス社

八田達夫・高田真(2010)『日本の農林水産業 - 成長産業への戦略ビジョン - 』日本経済新聞出版社 万里(2010)「ピッグ・サイクル偏重の原因分析」『農林業問題研究』第178号、120-125頁

データ

AHDB (Agriculture and Horticulture Development Board) in England

https://pork.ahdb.org.uk/media/274535/2016-pig-cost-of-production-in-selected-countries.pdf(2019年 9 月18日)

Danish Agriculture and Food Council

https://agricultureandfood.dk/prices-and-statistics/annual-statistics (2019年9月15日)

Global Note

https://www.globalnote.jp/post-15237.html(2019年11月17日)

財務省ホームページ『貿易統計』

http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm(2019年9月14日)

総務省統計局ホームページ『家計調査』

https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html(2019年9月15日)

農林水産省ホームページ『畜産統計調査』

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/ (2019年9月14日)

独立行政法人農畜産振興機構

http://www.alic.go.jp/livestock/index.html(2019年9月14日)

https://www.alic.go.jp/koho/mng01_000139.html(2019年11月17日)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/yearend/index.php?id=2017(2019年9月18日)

An Analysis of Japan's Pork Production System SUZUKI-Löffelholz Kumi and SATO Ayano

Abstract

The purpose of this paper is to explain current problems on which Japanese hog raisers face. Japanese hog raisers have been intergraded, but problems of the production cost remain. The half of the pork supply is imported in Japan. The Japan's government strongly protects Japanese hog raisers using the gate price system and the safeguard. Both consumers and producers seem to suffer from them. Following TPP and EPA, those systems should be restructured.